

令和3年度日常生活支援住居施設管理者等資質向上研修

日常生活支援住居施設運営の基礎知識

**令和 3(2021)年 12 月 10 日
一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会**

日常生活支援住居施設運営の基礎知識 目次

第1章	制度概要	2
(1)	法改正の概要	2
(2)	無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設	4
第2章	対象者像と、支援の在り方	5
(1)	対象者	5
(2)	日常生活支援	7
(3)	食事	9
(4)	入浴	10
(5)	状況把握	10
(6)	金銭管理	10
(7)	非常災害対策	12
(8)	記録の整備	12
(9)	個別支援計画	12
(10)	社会生活上の便宜の供与等	16
(11)	地域との連携	16
(12)	認定	17
(13)	人員配置	18
(14)	管理者	19
(15)	生活支援提供責任者	20
(16)	生活支援員	21
(17)	資格要件	21
(18)	提供拒否の禁止	22
(19)	外部サービスの活用	22
(20)	調査への協力等	23
(21)	会計の区分	24
第3章	日常生活支援住居施設のあるべき姿	25
(1)	多様な生きづらさに寄り添うこと	25
(2)	他人を信じる気持ちを引き出すこと	25
(3)	社会的孤立解消の糸口となること	26
(4)	自律的な生活を支えること	27
(5)	日常を支えること	28
(6)	ネットワークで支援すること	29
第4章	参考文献一覧	31

第1章 制度概要

(1) 法改正の概要

平成30年6月8日、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という）が公布され、順次施行されることとなった。この改正で、住居を設置する第二種社会福祉事業に関する規制が強化され、同時に、単独での居住が困難な方へ日常生活上の支援を提供する仕組みが創設された（図2-1）。

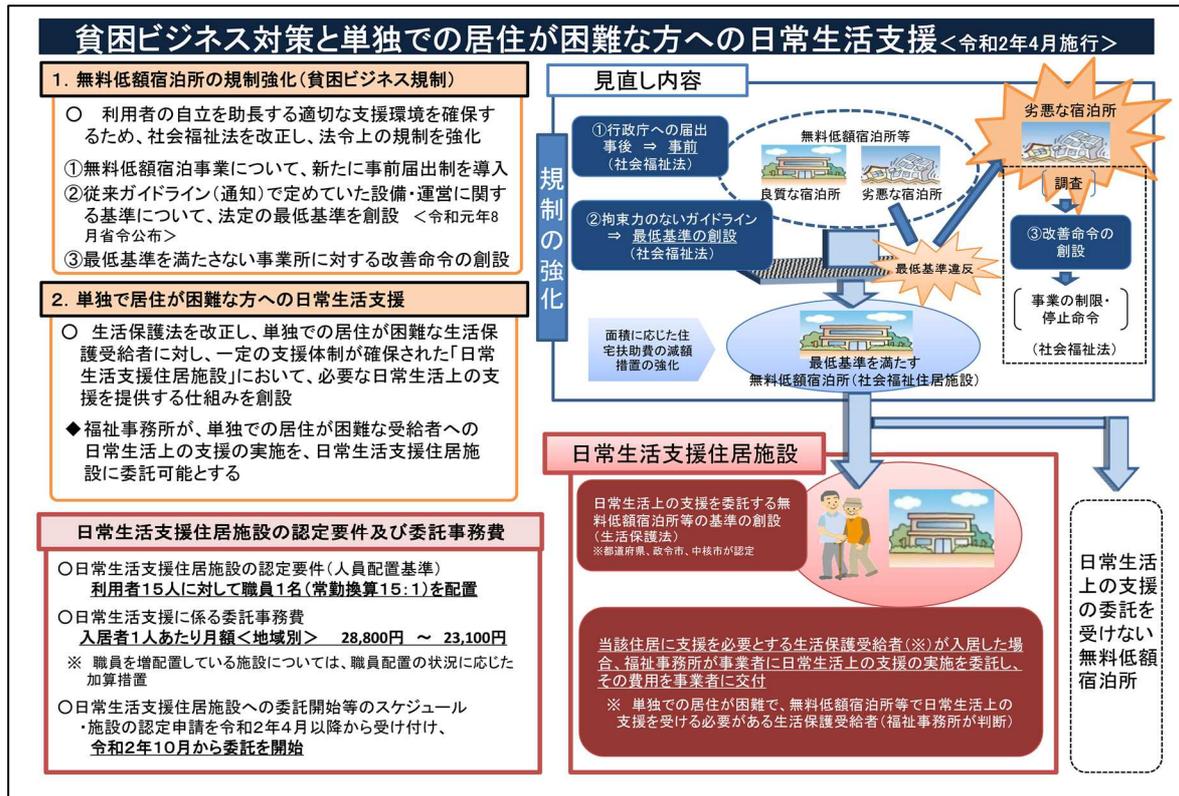


図2-1 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援¹

法改正に向けた社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書では、無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘された²。同報告書では、他方で、独居が困難な生活困窮者等に対して、一定の日常生活における支援を行いながら地域での生活を可能としている無料低額宿泊所等も存在していることが述べられている³。改正法では、悪質な事業への規制と、良質な事業への支援という両面から貧困ビジネス対策がなされた。

¹ 厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室提供資料、令和3年12月2日時点。

² 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会、社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書、平成29年12月15日、p.28。

³ 前掲資料、社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会、p.28。

改正法により、新たに生活保護法第30条第1項ただし書に規定されたのが、日常生活支援住居施設である。

生活保護法（平成30年6月8日改正分）抜粋 改正部分は下線部
（生活扶助の方法）

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

「社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設」とは、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」であり、いわゆる「無料低額宿泊所」事業のことを指している。救護施設等に入所する被保護者には、居宅の基準とは異なる「施設基準」で保護が支給されるが、日常生活支援住居施設に入所する被保護者には、居宅で生活しているのと同じ基準の保護が支給される。

改正法により、生活保護法第70条第1号ハでは、日常生活支援住居施設への費用支弁についても規定された。

生活保護法（平成30年6月8日改正分）抜粋 改正部分は下線部
（市町村の支弁）

第七十条（略）

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用

イ・ロ （略）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

つまり、日常生活支援住居施設とは、「日常生活上の支援を提供する無料低額宿泊所」であり、今般の法改正により「日常生活上の支援を要する生活保護受給者については、福祉事務所は、日常生活支援住居施設に日常生活上の支援を委託することができ、その費用は住居施設を運営する事業者へ支弁する」という仕組みが創設されたということである。

なお、生活保護法は第4条第2項で「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義

務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。生活保護法以外の、他の法律で定められた施策を活用してもなお最低限度の生活ができない場合の、最後のセーフティネットが生活保護ということである。新たに創設された日常生活支援住居施設は、既存の制度・サービスで対応しきれなかった部分、言い換えればこれまで制度のはざまだった部分を担うのであり、既存のサービス(例えば居宅保護、救護施設、介護保険系の入所施設、障害福祉系の入所施設)に取って代わるものではないことに留意が必要である。

(2) 無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設

無料低額宿泊所において提供される支援は、本人又は家族が行う日常生活上の行為を代替する機能を持ったもの、日常生活支援住居施設において提供される支援は、無料低額宿泊所での支援に加えて、個々の入所者が抱える課題に対する専門的・個別的支援を提供する機能を持ったものとして整理されている(図2-2)。

また、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受けるためには、人員体制の整備等を行って都道府県知事の認定を受けた上で、福祉事務所から委託された被保護者に対して、個別支援計画に基づいて図2-2の表右欄の支援を行う必要がある。

別添1 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援		
○ 無料低額宿泊所において提供される支援については、本人又は家族が行う日常生活上の行為を代替する機能を持ったものとして、日常生活支援住居施設において提供される支援については、左欄の支援に加えて、個々の入所者が抱える課題に対する専門的・個別的支援を提供する機能を持ったものとして整理される。		
※ 無料低額宿泊所において、右欄の支援が提供されること自体を妨げるものではないが、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受けるためには、人員体制の整備等を行って都道府県知事の認定を受けた上で、福祉事務所から委託された被保護者に対して、個別支援計画に基づいて右欄の支援を行う必要がある。		
	無料低額宿泊所	日常生活支援住居施設
(各施設における支援機能)	本人(家族)代替機能・便宜の供与	専門的・個別支援機能
(支援に係る費用の取扱い)	本人からの利用料により対応	委託事務費により対応
日常生活 (家事等)	食事	食事の提供
	洗濯	洗濯設備や洗剤の提供
	掃除	共用部の清掃
	日用品	共用備品・消耗品等の整備
	安否	安否確認、状況把握
健康	服薬	服薬サポート
	通院	通院同行(病状・治療内容の理解等の支援)
金銭	生活費	(利用料の受領) 金銭(自己)管理支援
社会生活 等	相談支援等	日常生活上の軽微な相談
	調整	(福祉事務所等への連絡)
	コミュニケーション	

図2-2 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援⁴

⁴ 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について 別添1、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発0327第1号。

第2章 対象者像と、支援の在り方

(1) 対象者

令和2年3月27日に制定された、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号。以下、「日住省令」という）では、日常生活支援住居施設の対象者について次のとおり定めている。

(対象者)

第七条 法第三十条第一項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況及び生活歴、その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、活用可能な他の社会資源、その者とその家族との関係等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者であって、入所を希望しているものとする。

被保護者が入所を希望していることが前提であり、日常生活支援住居施設の利用は被保護者と住居施設運営事業者との契約に基づく。措置施設ではないことに留意が必要である。

「日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する」基準について、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について」第3の1(1)ウでは、「日常生活支援住居施設については、日常生活を営む上での基本的な項目について一定の課題があり、安定した日常生活を営むために、その日常生活上の課題に関する日々の助言や相談等の支援、家事等に関する支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理の支援、社会との交流その他の支援及び関係機関との連携調整等の支援を必要とする場合について利用を検討すること。」⁵とされている。

コラム：幅広い対象者、多様な生きづらさ

令和元年度に一般社団法人居住支援全国ネットワークが実施した社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設において提供される日常生活上の支援の内容及び支援を行う人材育成のあり方に関する調査研究事業」（以下、「令和元年度事業」という）において、当時から日常生活上の支援を提供する無料低額宿泊所を運営していた3団体で調査を行い、日常生活支援住居施設の対象者像を整理した。

そこで明らかになったのは、日常生活支援住居施設の対象者像は、一言で言えば「多様な生きづらさを抱えている」ということである。従前からの居宅や入所施設という資源は存在しているながら、そこで暮らしていくことがなかなか難しく、はみだしがちな人たちである。簡単に枠組みに収めて分類することはできない。逆に言えば、高齢者・障害者・刑余者などといった分類にとらわれず、幅広く、住まい確保とそこでの生活に困っている人を受け入れ支援することこそ、日常生活支援住居施設の本分である。

⁵ 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発0327第1号、第3の1(1)ウ。

コラム：「多様な生きづらさ」の具体例

令和元年度事業の報告書から、居住支援団体の利用者に見られる特徴を以下に再掲する。ただし、ここに記載する特徴はあくまで一例であり、下記の特徴があるからといって直ちに日常生活支援住居施設の対象とされるわけではないことには留意が必要である。

- ・ 身寄り（親族）がない、または、いたとしても音信不通であったり関係が悪かったりして頼れる状況でない。
- ・ 入居前には精神的に不安定な状態にある。育児放棄や虐待、学校や職場でのいじめを経験していることもある。孤立した状態にあり、必要な支援を受けられていない。支援を拒否していることもある。
- ・ 保清、食事の調理やとり方といった日常生活の基本的スキルの欠如等、様々な課題を抱えている。飯場等での生活が長かったり、幼少期に十分な養育を受けていなかったりしたために日常生活の基本的スキルを教わっていないことが背景として考えられる。また、部屋の清掃や整理の仕方が分からない人もいる。遊びの経験が少ないことも影響しているのではないかと思われる。
- ・ 制度や資源として用意されている介護、医療サービス等を「確実に」利用するための支援を要する。例えば、通院の同行、医師からの説明に同席するであるとか、デイサービスの送迎車が到着する時間に利用者が不在となることのないよう利用者に寄り添っているような支援を必要としている。
- ・ 服薬の支援を要する。医師からの医薬品の処方を受け、薬局で受け取っても、実際に飲み続けなければ、医薬品の効果は受けられない。様々な理由で、医薬品を継続的に飲み続けることに困難がある利用者がある。利用者の精神状態が不安定となる事例には、精神科医療と適切につながっていなかったり、服薬が継続的に行われていなかったりしている事例も多いと推測される。
- ・ 金銭管理の支援を要する。管理が行われなければ家賃滞納から失踪や住居喪失に至る。アルコール依存の利用者にとってみれば、住居喪失だけでなく、心身の健康管理にも直接関わっている。社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業の金銭管理サービスでは十分に対応できないような、低額の金額を頻繁に出し入れするきめ細かい金銭管理を必要としている。
- ・ 知能検査を含め行動特性調査でも低めの傾向にあり、何かしらの支援がないと、安定した生活を継続していくことが著しく困難である。既存の居宅や入所施設では、周囲とトラブルを起こして退去を要請される。
- ・ コミュニケーション能力が低く、社会のなかで生きていくには生きづらい。そのため、支援者を含め信頼のおける人との良好な関係性を築いたり、生活していく中での役割から発生する自己有用感を高めていく必要がある。
- ・ ニーズ調査の中で、「見守り・訪問体制の構築」の回答内容には、「きめ細やかな」「継続的な」「頻度の高い」「定期的な」「すぐに専門職が気付き」「常時の」「必要なときにすぐに」といった文言がみられ、途切れることのない手厚い見守りの体制を構築し、支援対象者の身体、精神状態を十分に理解することの必要性がうかがえる。

(2) 日常生活支援

日住省令では、日常生活支援住居施設の支援の内容と基本方針について次のとおり定めている。

(支援の内容)

第八条 日常生活支援住居施設は、その入所者に対し、生活課題に関する相談に応じ、必要に応じて食事の提供等の日常生活を営むために必要な便宜を供与するとともに、入所者がその能力に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、第十五条第一項に規定する個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、服薬管理等の健康管理の支援、日常生活に係る金銭の管理の支援、社会との交流の促進その他の支援及び関係機関との連絡調整を行うものとする。

第九条 日常生活支援住居施設における支援は、第十五条第一項に規定する個別支援計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 日常生活支援住居施設における支援は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って行われるものでなければならない。

3 日常生活支援住居施設における支援は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、入所者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 日常生活支援住居施設における支援は、入所者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービスを行う者によるサービスに不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 日常生活支援住居施設は、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(日常生活及び社会生活上の支援)

第二十条 日常生活支援住居施設は、個別支援計画に基づき、入所者の状況に応じて、家事等、服薬管理等の健康管理、日常生活に係る金銭管理、社会との交流の促進その他に係る日常生活及び社会生活上の支援を行うものとする。

日常生活支援住居施設において行う支援としては、入所者との契約に基づき食事の提供等の

日常生活上の便宜を供与するほか、入所者それぞれの課題等に応じた個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づいて必要な支援を行うことが挙げられる⁶。なお、個々の入所者に対して、どのような支援を提供するかについては、それぞれの入所者の状況に応じて個別支援計画の中に定めるものであるため、日住省令で列挙された支援内容を一律に提供する必要はあるものではない⁷。

日常生活支援住居施設に住みながら、住居施設が提供する日常生活支援以外の外部サービス、例えば医療、介護、障害福祉といったサービスを利用することももちろん可能であり、その場合は当該サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮することとされている。ひとたび介護保険サービスや障害福祉サービスにつながると、各サービスの利用計画は介護支援専門員や相談支援専門員が作成することになるが、その際、当該サービス利用者が入所している日常生活支援住居施設の職員は「利用者の、住まいにおける普段の生活の様子」を知っている重要な関係者の一人となる。居宅で生活している利用者の場合、同居の親族等がいれば聞き取ることができるが、独居であれば住まいにおける普段の生活の様子を知る人はいない。また、居宅で同居の親族等がいたとしても、支援の専門職としての視点で当事者を見ているわけではないので、十分に情報収集ができていないこともあるだろう。これに対して、日常生活支援住居施設の入所者であれば、生活の多くの時間を共に過ごしている支援の専門職によって、入所者の心身の状況等が把握されている。日常生活支援住居施設の個別支援計画に基づく支援提供によって、しっかりとしたアセスメントができ、外部サービス（介護保険サービスや障害福祉サービス）の適切な利用にも寄与すると言える。

コラム：日常生活支援住居施設による家族機能の社会化

令和元年度事業では、日常生活支援住居施設においては外部サービスに適切につないだあとも、「確実に」サービスを利用できるための支援が必要とされていることが明らかになった。例えば、介護支援専門員と連絡調整してデイサービスに通えるよう手配したら終わりではなく、デイサービスの利用日に迎えが来る時間帯に、着替えや昼食後に服用する薬など荷造りをした上で、当事者が外出しないで待ってられるように声をかけたり見守ったりする支援である。また例えば、病院まで車で送り迎えをすることにとどまらず、診察に同席して当事者のふだんの生活状況を伝え医師の指示をきき、処方薬の受け取りに同席し、戻ってからは医師からの生活上の注意事項をふまえた生活ができるような声かけ、確実に服薬ができるよう適切なタイミングで渡したり服用を見守ったりする支援である。

これらの支援は、ひと昔前であれば「家庭内で、家族が担うこと」とされていた。しかし今や少子高齢化、核家族化が進み、家族がいないことは珍しくない。ある事業者では、これらの支援を日常生活支援住居施設で行うことを「家族機能の社会化」ととらえているという。日常生活支援住居施設は、家族がいないことも珍しくない現代社会に対応していくための、ひとつの社会インフラとなっていくことが期待される。

⁶ 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発0327第3号、第1の9。

⁷ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第1の9。

日常生活支援住居施設は、日常生活支援住居施設である前に無料低額宿泊所であるから、当然、無料低額宿泊所の基準も満たさなければならない。無料低額宿泊所での支援について、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下、「無低省令」という）では次のとおり定めている。

（サービス提供の方針）

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（3）食事

食事提供は、無料低額宿泊所においても、日常生活支援住居施設においても、必須ではない。ただし、食事提供を行う場合には、その基準が無低省令で次のとおり定められている。

（食事）

第十八条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

食事提供を行う場合、無料低額宿泊所は入居者から利用料として「食事の提供に要する費用」を受領することができる（無低省令第16条第1項第1号）。その場合、「食事の提供に要する費用」とは「食材費及び調理等に関する費用に相当する金額」とされており（無低省令第16条第2項第1号）、食材料の購入費、調理を行う者の人件費、調理器具の購入及び維持管理費等の費用に相当する金額を基礎として算定することとされている⁸。また、食事の提供に要する費

⁸ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）、令和元年9月10日付け厚生

用については、事前の申出等により利用者が提供を求めない場合に、徴収しないまたは返金する等の対応ができるよう、1食当たりの単価を設定することとされている⁹。また、弁当等市販品を配布する場合については、購入、配送等の調達に要する費用以上の料金を設定する等、不当に営利を図ることは認められない¹⁰。

(4) 入浴

無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならないとされている（無低省令第19条）。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ入居者に事情を説明し、1週間に3回以上の頻度とすることができる（無低省令第19条ただし書）。

(5) 状況把握

無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない（無低省令第20条）。

(6) 金銭管理

無料低額宿泊所の入居者の金銭管理は、入居者本人が行うことが原則とされている。しかし、自分では適切に管理することが難しい入居者もいることが想定されるため、入居者が希望することが前提ではあるが、無料低額宿泊所が入居者の日常生活に係る金銭を管理することも認められている。ただし、入居者の利益保護のため、無低省令で次のとおり規制がなされている。

（日常生活に係る金銭管理）

第二十六条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- 一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- 二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- 三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- 四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- 五 第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

労働省社会・援護局長通知、社援発0910第3号、第4の3（2）ア。

⁹ 前掲資料、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）、第4の3（2）ア。

¹⁰ 前掲資料、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）、第4の3（2）ア。

- 六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- 七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- 八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- 九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- 十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）に届け出ること。
- 十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- 十二 金銭等の管理の状況について、都道府県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

無低省令第26条第2号の「これ（金銭）に準ずるもの」としては、預金通帳、キャッシュカード、金券等が想定される¹¹。預金通帳等を無料低額宿泊所の運営事業者が預かり、入居者が取り出す際に事業者側への申し出が必要な形態で保管されている場合は、事業者側が金銭等の出納に関与していなかったとしても無低省令第26条に規定する金銭管理に当たるとされている¹²。

無低省令第26条第4号の規定は、金銭等が入居者の意思を尊重して管理されるようにという定めである。入居者の意思に反して金銭等を管理することは認められない。従って、入居者から金銭等の管理に係る契約の解約の申し入れがあったときは、無料低額宿泊所は直ちに管理する金銭等を返還しなければならない¹³。

無低省令第26条第6号において、金銭等の出納を行う際は2人以上の職員で確認する等の適切な体制が求められているが、金銭等の出納後に、出納を行った職員以外の職員が、入居者と出納を行った職員の双方にその出納額を確認する体制等が整備されていれば、出納が行われる場に職員が2人以上いなくても、必要な体制が整備されているものとして差し支えない¹⁴。

¹¹ 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準Q&A、令和元年12月13日、p.18、Q35。

¹² 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準Q&A、p.18、Q35。

¹³ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準Q&A、pp.18-19、Q36。

¹⁴ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準Q&A、p.19、Q37。

(7) 非常災害対策

無低省令では、無料低額宿泊所の非常災害対策等について次のとおり定めている。

(非常災害対策)

第八条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(8) 記録の整備

無低省令では、無料低額宿泊所における記録の整備について、次のとおり定めている。

(記録の整備)

第九条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(9) 個別支援計画

単なる無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設との大きな違いの一つが、日常生活支援住居施設では入所者ごとに個別支援計画を作成することである。日住省令では、日常生活上の支援の提供方針について、次のとおり定めている。

(日常生活上の支援の提供方針)

第十四条 日常生活支援住居施設は、次条第一項に規定する個別支援計画に基づき、入所者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日常生活及び社会生活上の支援の提供が漫然かつ画一的なものとならず、継続的かつ計画的に適切な支援が行われるよう配慮しなければならない。

2 日常生活支援住居施設における日常生活及び社会生活上の支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理

解しやすいように説明を行わなければならない。

3 日常生活支援住居施設は、日常生活支援住居施設における日常生活及び社会生活上の支援の提供に際しては、保護の実施機関その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

4 日常生活支援住居施設は、入所者の心身の状況等により、自ら適切な日常生活及び社会生活上の支援を提供することが困難であると認めた場合又は入所者が他の社会福祉施設への入所を希望する場合には、当該入所者の保護の実施機関と協議した上で、当該入所を希望する施設への紹介その他の便宜の供与を行うものとする。

場合によっては、入所者の心身の状況等や入所者の希望により、当該日常生活支援住居施設以外への転居を支援することもある。日常生活支援住居施設は、自ら適切な支援を提供することが困難と認めた場合や入所者が他の施設等への転所等を希望する場合、保護の実施機関にその旨を伝え、必要な対応について依頼を行うとともに、転所先の施設等へは本人の希望や状況等について引継ぎ等を行うなど必要な支援を行うこととされている¹⁵。

入所者ひとりひとりに合わせた支援を提供するため、日常生活支援住居施設では個々の入所者の状況等を踏まえて個別支援計画を作成し、それに基づき支援を提供する。個別支援計画については日住省令第15条に規定されている。個別支援計画とは、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した書面である¹⁶。

個別支援計画に基づく支援の理念については次節でより詳しく述べる。また、個別支援計画の作成やそれに基づく支援の実際の流れについては次章でより詳しく説明する。

(個別支援計画の作成等)

第十五条 日常生活支援住居施設を経営する者は、生活支援提供責任者に日常生活支援に係る個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）を作成させなければならない。

2 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができ

¹⁵ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の2（2）。

¹⁶ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の3（1）。

るように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 生活支援提供責任者は、入所者に面接してアセスメントを行わなければならない。この場合において、生活支援提供責任者は、面接の趣旨を入所者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 生活支援提供責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標並びにその達成時期並びに日常生活及び社会生活上の支援を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該日常生活支援住居施設が提供する日常生活及び社会生活上の支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 生活支援提供責任者は、必要に応じて、担当者会議（生活支援提供責任者が個別支援計画の作成のために当該個別支援計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。第十八条において同じ。）の開催等により、当該個別支援計画の原案の内容について説明を行うとともに、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めることができる。

6 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について、あらかじめ、当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得なければならない。

7 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を入所者に交付しなければならない。

9 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、その写しを当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に対し遅滞なく提出しなければならない。

10 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。

1 1 生活支援提供責任者は、モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

1 2 第二項から第九項までの規定は、第十項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

個別支援計画は、できる限り居宅における生活への復帰等を念頭において、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案することとされている¹⁷。

個別支援計画の実施状況の把握と、個別支援計画を変更すべきかの見直しは、少なくとも6か月に1回以上行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこととされている（日住省令第15条第10項）。入所者ひとりひとりに対しどのような支援を提供するか、入所者の変化をつぶさに見て支援のあり方を点検する姿勢が求められる。

コラム：「できる限り」の本質は、ひとりひとりに合わせた支援

省令や通知では、「できる限り居宅における生活への復帰等を念頭において」とされているが、この「できる限り」という言葉の本質は、「ひとりひとりに合わせた支援」ということである。

日常生活支援住居施設では年齢や障害特性、適応行動特性、触法歴など、さまざまな生きづらさを抱えた、幅広い利用者が暮らしている。したがって、目標や支援方針もさまざまに異なる。

「いま、この人に何が必要なのか」という視点で考えると、拙速に居宅移行を目指すのではなく、日常生活支援住居施設で一定程度時間をかけた支援を受けたほうがよいケースもあるだろう。逆に、本人や周囲が「居宅生活への復帰は難しい」と思っているケースであっても、ひとつひとつ課題をクリアしていけば、最終的には居宅生活へ移行していけるケースも想定される。

同時に「居宅における生活への復帰」がすべてのケースで望ましいとは限らないことにも留意が必要である。居宅よりも日常生活支援住居施設がより適しているケースや、状況によっては、次の住まいは居宅よりも入所施設が適しているケースもあるだろう。また、日常生活支援住居施設とその近隣環境自体が、本人にとっての居所（home、帰るところ）になっているケースも考えられる。

個別支援計画の作成・見直しにあたっては、「画一的に居宅移行ありきで考えないこと」「ひとりひとりに合わせた支援を目指すこと」が肝要である。

¹⁷ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の3（1）。

(10) 社会生活上の便宜の供与等

日住省令では、社会生活上の便宜の供与等について、次のとおり定めている。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十一条 日常生活支援住居施設の従業者は、入所者本人が日常生活及び社会生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等を行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て代わって行わなければならない。

2 日常生活支援住居施設は、前項の手続等を行うに当たっては、当該入所者に係る保護の実施機関と連携しなければならない。

日常生活支援住居施設の従業者は、郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続き等について、入所者本人が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その入所者の同意を得た上で代行しなければならない¹⁸。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得ることとされている¹⁹。

(11) 地域との連携

日住省令では、地域との連携について、次のとおり定めている。

(地域との連携)

第二十二条 日常生活支援住居施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

介護保険サービスを利用していれば、そのコーディネーターは介護支援専門員が担うし、障害福祉サービスを利用していればそのコーディネーターは相談支援専門員が担う。成年後見人等が選任されていれば財産管理と身上監護を成年後見人等が担う。しかしながら、その前段階の、要介護認定を受ける、障害者手帳を取得する、成年後見等開始の審判申立てをするといった「適切な窓口に行き、手続きする」ことを、当事者が単独で行うことは難しい場合もままある。適切なサービスに「つなぐ」機能、また当事者と一緒に手続きする・同意を得て代わって手続きするといった機能が、日常生活支援住居施設に求められている。

適切な外部サービスに「つなぐ」必要があるというのは、言い換えれば、入所者の生活は日常生活支援住居施設の中だけで完結するのではないということである。居宅で生活している場合と同様に、入所者は様々な通所サービス・訪問サービスを利用できるし、地域の活動に参加することもあるし、次の住まいとして居宅や施設へ移っていくこともある。日常生活支援住居

¹⁸ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の9。

¹⁹ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の9。

施設は、個々の入所者の心身の状況等をふまえ、活用できる資源を組み合わせることでニーズに応えていくことが求められる。

(12) 認定

日住省令では、日常生活支援住居施設の認定要件について、第1条で次のとおり定めている。日住省令第2条から第6条では、認定の申請、辞退、取消し等について規定されている。

(認定の要件)

第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第三十条第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 都道府県、市町村又は法人が経営しているものであること。
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の二第一項に規定する社会福祉住居施設（同法第二条第三項第八号に規定する事業を行う施設に限る。）であって、当該施設を経営する者が同法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。
- 三 第三章及び第四章に定める人員並びに設備及び運営に関する基準に従って将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められること。
- 四 当該施設を経営する者が、第六条第一項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第七十二条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから五年を経過していない者でないこと。

2 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第二条第四項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第二条第四項において「中核市」という。））においては、当該指定都市又は中核市の長をいう。以下同じ。）は、法第三十条第一項ただし書の規定による認定を受けようとする施設が主として利用される地域において、日常生活上の支援が必要な要保護者の分布状況その他の状況からみて認定の必要がないと認めるときは、当該施設の認定をしないことができる。

日常生活支援住居施設を認定するのは、都道府県、指定都市及び中核市（以下、「都道府県等」という。）の長である。日常生活支援住居施設は日住省令に定められた基準に従って事業運営をしなければならないが、認定申請時において、当該基準に適合しない事項が確認された場合であっても、都道府県等は当該事項の改善について指導した上で、改善が図られていることが確認できれば、認定を行って差し支えないこととされている²⁰。

²⁰ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、

なお、通常は日常生活支援住居施設として居室を用い、必要時のみ空室を使用するような場合には、自立準備ホーム、救護施設の居宅生活訓練事業、生活困窮者一時生活支援事業においても日常生活支援住居施設の空室活用が可能である²¹。ただし、自立準備ホーム、居宅生活訓練事業及び生活困窮者一時生活支援事業のいずれにおいても、同一の利用者に対して、自立準備ホーム等の事業の利用と日常生活支援の委託とを重複して行うことはできない²²。

令和2年度以降、都道府県等は、日常生活支援住居施設の認定と、日常生活支援住居施設に対する指導検査の事務を実施することとなり、指導検査要綱と指導検査事項が定められた²³。都道府県等は、管内の日常生活支援住居施設に対して、関係法令、通知による事業運営にかかわる事項について検査等を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業運営を図るとされている²⁴。

(13) 人員配置

日住省令では、人員配置について、次のように定めている。

(従業者の員数)

第十条 日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置く。

2 日常生活支援住居施設に置くべき生活支援員の員数は、常勤換算方法（施設の従業者の勤務延べ時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、入所定員を十五で除して得た数以上とする。

3 日常生活支援住居施設は、生活支援員のうち次項に掲げる員数の者を生活支援提供責任者としなければならない。

4 生活支援提供責任者は、次の各号に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる員数を配置するものとする。

一 入所定員が三十以下 一以上

二 入所定員が三十一以上 一に、入所定員が三十を超えて三十又はその端数を増す

第1の2(3)。

²¹ 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A（R2年9月版）、令和2年9月30日、p.3、Q2。

²² 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A（R2年9月版）、p.3、Q2。

²³ 日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について、令和2年11月5日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発1105第8号。

²⁴ 前掲資料、日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について、別添1、1。

ごとに一を加えて得た数以上

5 生活支援提供責任者は、常勤職員であって専ら日常生活支援住居施設の業務に従事する者でなければならない。

無低省令第13条では、無料低額宿泊所の人員配置基準について次のように定められている。

(職員配置の基準)

第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

入所定員が5人から90人までの日常生活支援住居施設について、配置すべき職員の数は表2-1のとおりである。

表 2-1 入所定員に対する日常生活支援住居施設の人員配置

	入所定員 5～30 人	入所定員 31～60 人	入所定員 61～90 人
管理者（生活支援提供責任者と生活支援員を兼務できる）	専任 1 人以上		
生活支援提供責任者	専従 1 人以上	専従 2 人以上	専従 3 人以上
生活支援員	常勤換算で定員を 15 で除した数以上		
	例) 定員 20 人の場合 $20 \div 15 = 1.33 \dots$ 人以上	例) 定員 65 人の場合 $65 \div 15 = 4.33 \dots$ 人以上	

(14) 管理者

日住省令では、管理者について次のように定めている。

(管理者)

第十一条 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。

2 日常生活支援住居施設の管理者は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

(令和元年厚生労働省令第三十四号) 第六条第一項に規定する施設長を兼ねるものとする。

3 日常生活支援住居施設の管理者は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員及び生活支援提供責任者を兼ねることができる。

無低省令第21条で、無料低額宿泊所の施設長（日常生活支援住居施設の管理者）の責務は次のとおり定められている。

(施設長の責務)

第二十一条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(15) 生活支援提供責任者

生活支援提供責任者は、日住省令第15条に定められた個別支援計画を作成するほか、日住省令第16条に責務が規定されている。

(生活支援提供責任者の責務)

第十六条 生活支援提供責任者は、前条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者が現に利用している福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該日常生活支援住居施設以外における福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活及び社会生活を営むことができると認められる入所者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

日住省令第17条で、生活支援提供責任者は、日常生活支援住居施設に入所する被保護者について、保護の変更等の届け出をすることとされている。就労開始、病院への入退院、死亡や失踪などの状況の変化が生じた場合には、速やかに、当該被保護者の保護の実施機関へ届け出を行う²⁵。

²⁵ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、

また日住省令第18条では、秘密保持について定められており、生活支援提供責任者は、担当者会議等において入所者の個人情報を用いる場合や入所申込者の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、文書により当該入所者又は入所申込者の同意を得なければならないとされている。なお、この同意は、入居開始時に入所者から包括的な同意を得ておくことで足りる²⁶。

(16) 生活支援員

日住省令第19条で、生活支援員は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないとされている。

(17) 資格要件

日住省令では、管理者、生活支援提供責任者、生活支援員の資格要件について、次のとおり定めている。

(管理者及び従業者の資格要件)

第十二条 日常生活支援住居施設の管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活支援提供責任者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。

3 日常生活支援住居施設は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員（日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者を除く。）が、できる限り社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

社会福祉法第十九条第一項は、社会福祉主事の任用資格について規定している。各号の内容は次のとおりである。

社会福祉法第十九条 (略)

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当

第4の5。

²⁶ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の6。

該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

日常生活支援住居施設の管理者は、いずれかの社会福祉主事任用資格があるか、社会福祉事業等に二年以上従事した経験があるか、またはこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

生活支援提供責任者は、いずれかの社会福祉主事任用資格があるか、またはこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。生活支援提供責任者に関しては、「これらと同等以上の能力を有すると認められるもの」とは「社会福祉事業及び生活困窮者自立支援法に基づく事業において、入所者の相談その他の支援業務に従事した年数が5年以上の者」とされている²⁷。なお、新規の認定申請時点において、現に当該施設において個別支援業務に従事している職員であって、当該業務に従事した年数が2年以上の者については「同等以上の能力を有するもの」として取り扱って差し支えないとされている²⁸。

管理者でも生活支援提供責任者でもない、単なる生活支援員には資格要件はないが、できる限りいずれかの社会福祉主事任用資格がある者とする努力義務がある。

(18) 提供拒否の禁止

日住省令第13条で、日常生活支援住居施設は、保護の実施機関から生活保護法第三十条第一項ただし書の規定による入所の委託の依頼を受けたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないとされている。

委託の依頼を拒むことができる正当な理由としては、施設の定員や職員体制から入所申込に応じきれない場合、介護や病気の治療等の委託申込者の状態から当該施設では適切な支援が困難である場合等が例示されている²⁹。

(19) 外部サービスの活用

日常生活支援住居施設の入所者は、住居施設に住みながら、住居施設が提供する日常生活支援以外の外部サービス、例えば医療、介護、障害福祉といった様々な通所サービス・訪問サービスを利用できる。また、制度というフォーマルな形ではなくとも、インフォーマルな資源と

²⁷ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第3の4（2）。

²⁸ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第3の4（2）。

²⁹ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の1。

しての、地域の活動に参加することもあるであろう。その際、日常生活支援住居施設は、入所者へのサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、入所者に特定の外部サービス事業者だけを利用させるよう働きかけるといってはならない。このことは、日住省令第23条に規定されている。

(事業者等からの利益收受等の禁止)

第二十三条 日常生活支援住居施設を経営する者及びその管理者は、個別支援計画の作成又は変更に関し、当該日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを当該計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成若しくは変更又は支援の提供に関し、入所者等に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 日常生活支援住居施設を経営する者及びその従業者は、個別支援計画の作成若しくは変更又は支援の提供に関し、入所者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

入所者の外部サービス利用が、入所者の選択に基づき公正中立に行われるよう、特定のサービスを利用するよう指示等を行うことや、特定のサービスを利用させることの対償として外部サービス事業者等から金品等を收受することは禁じられている³⁰。

コラム：外部サービスの活用で、囲い込まない、抱え込まない

様々な外部サービスを活用することは、日常生活支援住居施設だけで囲い込まない（いわゆる「貧困ビジネス」の構図に陥らない）という意味でも、抱え込まない（キャパシティを超えて機能不全に陥らない）という意味でも、重要なことである。

(20) 調査への協力等

日住省令第24条第1項で、日常生活支援住居施設は、その提供した支援に関し、都道府県知事等や保護の実施機関からの報告等の求め、調査等に応じる義務があることが定められている。また、都道府県知事等や保護の実施機関から助言や指導を受けた場合は、それに従って必要な改善をしなければならない。同条第2項では、都道府県知事等や保護の実施機関から求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告しなければならないとされている。

³⁰ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の11。

(21) 会計の区分

日住省令第25条で、日常生活支援住居施設の経営にあたっては、住居施設ごとに経理を区分するとともに、日常生活支援住居施設における支援に係る会計をその他の事業の会計と区分しなければならないとされている。この場合、無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設の運営に関して経理を区分する必要はない³¹。

³¹ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の13。

第3章 日常生活支援住居施設のあるべき姿

令和2年10月から制度として始まった日常生活支援住居施設であるが、実際にどのように運営されるものかは、これから実践が積み重ねられていく。法令を遵守するのは当然のこととして、法令は最低基準でしかない。法令の趣旨に則り、たとえ法令で規定されていないことであっても、入所者の利益のためによりよい運営を目指すべきである。

ここでは、日常生活支援住居施設での支援の理念、日常生活支援住居施設の活用の可能性といったものを整理する。

(1) 多様な生きづらさに寄り添うこと

日常生活支援住居施設には、「多様な生きづらさ」を抱えた人が入所する。日常生活支援住居施設は、高齢者・障害者・刑余者などといった分類にかかわらず、幅広く、住まい確保とそこでの生活に困っている人を受け入れ支援する場である。

コラム：日常生活支援住居施設の対象者の例

例えば、次のような人を受け入れることが考えられる。

- ・ 身寄り（親族）がない、または、身寄りがいても頼れる状況ではない人。
- ・ 高齢、障害などの理由で、ADL（日常生活動作）が低くアパートでの一人暮らしは難しいが、入所施設ほどの支援は必要ない人。
- ・ 訪問介護、訪問看護サービスを必要な頻度で利用できず、利用間隔が長くなってしまって適切に服薬ができない（飲み忘れ、飲みすぎ）状況の人。
- ・ 通所サービスを利用するための準備（着替えや薬や昼食代など）、片付け（洗濯など）を一人でするのが難しい人。
- ・ 幼少期に十分な養育を受けていなかったり、飯場、路上、刑務所等での生活が長かったりして、食事の準備、入浴、洗濯などの基本的な一人暮らしの生活スキルや習慣が乏しい人。
- ・ 他人との距離感をつかむのが難しく、新聞や宗教や定期購入物（水や健康食品等）の訪問勧誘を断れない人。
- ・ アルコール依存傾向のある人。

このような、「多様な生きづらさ」を抱えた人たちに、支援者として向き合うために、もつべき心構えについて考えるとき、それは一言で言えば「生きづらさに寄り添う」ということではなからうか。生きづらさを肩代わりすることはできないが、生きづらさを抱えながらも生きようとする当事者の可能性を信じ、そばに寄り添うことから支援は始まる。

(2) 他人を信じる気持ちを引き出すこと

「多様な生きづらさ」を抱えた人は、さまざまな経緯で人間不信の状態に陥っていることが多い。まずは、そのような人たちが、他人を信じる気持ちをもてるような支援が必要とされる。

人間不信の状態の人は、そこに至るまでに、なんらかの「助けてもらえなかった」経験をしており、その結果、「助けを求めても無駄」と思い込んでいる。助けてもらえると信じていないので、

助けを求めることもしない。このような人間不信の状態の人に対して、「共にいてくれる存在、助けてくれる存在の証明が具体的な問題解決のための対処の成否を決定づける」³²。

他人を信じる気持ちを回復するのにかかる時間は、人間不信の状態に至るまでにかかった時間と同じくらいか、またはそれ以上となるだろう。他人を信じる気持ちは、外部からの直接的な働きかけによってというよりは、間接的な周囲の諸状況が整うことによって初めて入所者自身の内側から湧き起こってくる。日常生活支援住居施設の職員は、数週間から数か月という時間を入所者と共に過ごしながらか、生活全体にきめ細かく関わるなかで、徐々に入所者にとって「信じられる人」になっていく。

(3) 社会的孤立解消の糸口となること

誰も独りでは生まれてこない。しかし、「多様な生きづらさ」を抱えた人は、その状態に至るまでの過程で血縁・地縁・社縁といったさまざまな縁、社会との関わりを喪失していることが多い。この「社会的孤立」は、生活を支える互助的なセーフティネットの喪失であり、社会資源につながる道の喪失であり、生きる意欲の喪失にもつながり、安心して生活できる場所の喪失である³³。これに対応する日常生活支援住居施設の特長として、住居であると同時に日常生活支援という「関わり」を提供するということが言える。日常生活支援住居施設自体が、ひとつの小さな社会であり、まず第一に、入所者はその社会に関わり、参加する機会を得る。

第二に、日常生活支援住居施設での個別支援計画に基づく支援を通して、入所者はさまざまな他の支援とつながることができる。日常生活支援住居施設が制度となる前から、生活保護、医療、介護、障害福祉といったさまざまな支援が制度として存在していたが、社会的に孤立した人たちには十分に届いていなかった。なぜなら、日本の福祉制度は基本的に申請主義（要件に該当する人が、自ら利用を申し出ることが前提）だからである。前項で触れたような、助けを求めない人には、支援があっても届かない。必要としている人に届かなければ、ないも同然である³⁴。日常生活支援住居施設の職員の役割のひとつは、この「必要としている人」と「支援」をつなぐ役割である。なお、ここでいう「支援」は、フォーマルな制度上の支援に限らず、インフォーマルな地域の活動、友人、知人なども含んでいる。日常生活支援住居施設に住みながら、訪問や通所の外部サービスを利用したり、地域の清掃活動などに参加したり、居宅で暮らしている知人を訪ねたりして、居宅移行後の生活のイメージをふくらませることができる。

一般的に「人付き合いの仕方」というのは改まって教わるようなものではなく、家庭、隣近所、学校、職場・取引先、地域など、人が成長する過程で社会と関わりながら、少しずつ経験を積み重ねて体得していくものである。日常生活支援住居施設の入所者の中には、さまざまな理由でその経験を積む機会を奪われたり、あるいは、過酷な経験をしたなどでそれ以上の関わりを拒んでしまったりして、人付き合いの仕方を体得できなかった人もいると考えられる。そ

³² 人材指針・研修ワーキングチーム、「総合相談支援センター」における人材育成の理念・方針・研修システム・運営体制—新たな生活困窮者支援体制の構築に向けて—、2013年3月31日、p.20。

³³ 前掲資料、人材指針・研修ワーキングチーム、pp.3-4。

³⁴ 前掲資料、人材指針・研修ワーキングチーム、p.11。

のような人たちにとって、日常生活支援住居施設の職員や、他の入所者（いわば、隣近所の人）との関わりは、人付き合いの経験を積み、さらに大きな社会と関わっていくための突破口となるだろう。職員は「こう言われるとうれしい」「そういう物言いをすると、言われたほうは傷つく」など、一般的には、「言わなくてもわかるでしょう」と思われていることも、あえて言葉にして伝えるなど、入所者がより経験値を蓄えられるような工夫をしてほしい。

こうして、社会とのつながり・関わりを回復すること（社会的孤立の解消）が、入所者の生きる意欲や安心した暮らしにつながっていく。

コラム：互助会による葬儀の取り組み

ある事業者では、入所者に限らず、日常生活支援住居施設をきっかけとして関わったあらゆる人（入所者、地域住民、元入所者、支援者、職員など）を対象とした互助会を組織している。主な活動は、会報誌の発行と配布・郵送、日常生活支援住居施設を拠点とした卓球・カラオケ・囲碁・将棋の集まり、毎月の誕生会、お花見やそうめん流しといった季節行事、会員相互にちょっとした手助けを依頼できる「お助け活動」、長寿やご結婚のお祝い・入院お見舞いのお渡し、そして葬儀である。

中でも大切にしているのが互助会員によって行われる葬儀、「互助会葬」であるとのこと。「葬儀をあげてくれる親族もない、お金もない。でも、誰かに見送られたいし、見送りたい。」という互助会員の想いに応え、葬儀を希望する方には、故人を「知っている」司式者（ほとんどが、長く支援に直接関わってきた牧師の方々）があたたかい式を執り行う。身寄りがなくても、出会ったたくさんの仲間たちが列席する葬儀である。列席者は、「自分もいつかはこういうふうに見送ってもらえる」と確信でき、残りの人生を生きる意欲につながっている。

（４）自律的な生活を支えること

日常生活支援住居施設は、入所者が希望して、住居施設を運営する事業者との契約に基づいて、利用する。個別支援計画も、作成までに入所者に説明し、入所者の意向を尊重し、入所者の同意を得る。支援提供の全プロセスにおいて、入所者の意向は十分に尊重されなければならない。とはいえ、入所者のリクエストに日常生活支援住居施設の職員がただ応えるというのは、望ましい支援とは言えない³⁵。入所者から最初に提示されるリクエストが、真のニーズとは限らない。真のニーズは、入所者と職員の対話の中で、入所者が判断・決定するものである。したがって、入所者の判断・決定を支援することが、日常生活支援のひとつである。

ここで気をつけなければならないことは、「支援者の判断・決定を押し付けない」ということである。支援する立場の者は、支援を受けている本人の判断・決定よりも、支援する者の判断・決定のほうが本人の利益になると、つい考えがちである。困らないように、失敗しないようにと、本人のためを思って、つい先回りしてしまう。しかし、失敗を経験しないということは本当に本人の利益なのだろうか。失敗も含め、すべての経験は、人生の糧になる。失敗させないということは、本人から機会を奪っているという側面もある。崖から落ちないためのガードレ

³⁵ 前掲資料、人材指針・研修ワーキングチーム、p.21。

ールではなく、崖から落ちても致命傷を受けずに済むセーフティネットのような支援こそが、入所者の自律的な生活につながっていく。日常の多くの時間を共に過ごしていることが、支援者と被支援者という力関係や、入所者の遠慮・諦めを生じさせ、自律的な生活を阻害する危険があることを、支援者は自覚しておいてほしい。「本当はアパートで独り暮らしをしたいが、職員が無理だと言うなら、そうなんだろう」「ここで暮らしたほうが安心だと職員が言うなら、そうなんだろう」といったように、意識的にしろ無意識的にしろ、他律的な生き方を入所者にさせてしまう危険は、常にある。

さらに、「多様な生きづらさ」を抱えた人は、何がニーズであるかの判断・決定をする以前に、そもそもどうしたいかというリクエストを出せないことが多いという点に留意が必要である。この背景には、幼少時に十分な養育を受けられなかったり、虐待を受けていたり、学校や職場でいじめを受けた、人生でつまづいたときに誰も助けてくれなかったなど、なんらかの「自分は大事にされなかった」という経験から、自分には価値がない、だめな人間だ、自分の人生はもうどうでもいいという思い込みがあるのではないだろうか。日常生活支援住居施設では、住居と同時に日常生活支援という「関わり」が提供される。職員や他の入所者や、外部サービスの提供者、地域の人など、他者と関わる場面では必然的に、入所者に役割がうまれる。最初のうちは助けられるばかりかもしれないが、いずれ、助ける役割を担うようになると、自分には価値があると思えるようになるだろう（自己有用感）。もっと言えば、たとえ助けられてばかりで、何一つ他者を助けることをしなくても、「自分はこれでいいのだ」という感覚（自己肯定感）がもてれば、自分の人生を生きようという意欲につながる。

自律的な生活の究極の形は、「ついのすみか」である。いかなる最期を迎えるか考えること、死と向き合うことは、生きることそのものである。住み慣れた住まいで最期まで暮らし、つながりのある人たちに看取られたいという気持ちは、誰しも抱きうる。入所者が日常生活支援住居施設での最期を望むなら、その希望に応えたいものである。

（５） 日常を支えること

日常生活支援住居施設では、ひとりひとりの希望や課題を整理し、課題解決のための支援内容を盛り込んだ個別支援計画を作成する。課題は解決すべきものであり、課題は「ない」状態を目指すことになる。しかし一方で、課題がない人生というのはいりえない。それは、日常生活支援住居施設を出て居宅や入所施設での生活となっても同じことである。つまり、日常とはそもそも課題とともに生きることである。

課題には、入所者自身に取り組んだり、支援者が支援をコーディネートしたりすれば解決に向かう類のものと、どうしても根本解決には至らない、生涯付き合う類のものがある。日常生活支援住居施設では、前者のような課題に対して解決に向けた支援をしつつも、後者のようなすぐには解決しない課題、生きづらさを抱えた状態を日常として暮らしていけるような支援も同時に求められる。

コラム：「生きづらさ」を共有するミーティング

ある事業者では、入所者と職員とで定期的な「ミーティング」の機会を設けている。目的は、参加者同士の相互理解の深化や基本的信頼関係の強化を促し、ひとりひとりが生活の主体になることである。

共同生活の場では価値観や生活行動が多様な入所者が一緒に生活しているため、トラブルも発生しやすい状況にある。一般的には、トラブルを起こした当事者を非難し排除する方向に流れてしまいがちであるが、その事業者では、当事者が何故そのような行動をするのか(せざるを得ないのか)、原因となる本人の生きづらさを関係者全員が理解し、それぞれがどのように本人を支えられるかを考える機会としてミーティングを実施している。

また、イベントや日常生活上の役割分担を検討する際にもミーティングを開催することにより、利用者の相互理解や基本的信頼関係を深めたり、各自の役割意識を醸成することにもつながっているという。

ミーティングの実施にあたっては、職員と利用者との間の基本的信頼関係が構築されていること、また、入所者を個人としてではなく、他の入所者や周囲の人々との人間関係の中で捉えることが必要である。また、日頃から入所者との個別の話し合い、少人数でのミーティングを実施し、共感関係づくりに努めることが重要であるという。

(6) ネットワークで支援すること

日常生活支援住居施設の入所者の「生きづらさ」は、入所者だけが抱えるものではなく、担当職員ひとりが寄り添うものでもなく、ひとつの住居施設内やひとつの法人内だけで支援するものでもない。入所者と住居施設内外の様々な人・機関がそれぞれに関わるネットワークを構築し、ケースカンファレンスを通して連携しながら支援することが望まれる。

ネットワークによる支援は、入所者にとっては、頼れる先が多くある・選べるということでもあるし、ネットワーク構成員のいずれかに問題が生じたときも他の構成員によるフォローが期待できるということでもある。

支援を提供する主体にとっても、分担することによる負担軽減(抱え込み、燃え尽き症候群の防止)・専門分野への集中が可能になったり、多機関のそれぞれ異なる視点からの情報や知見が得られ支援の客観性が担保されたりといったメリットがある。ときには難しいケースで支援者が悩むこともあるだろう。そのようなときに、法人内外の関係者に意見を求めたり情報交換をしたり、チームとして支援していくことが、ひいては入所者の利益となる。

また、日常生活支援住居施設が居宅生活の支援をしている他団体と連携したり、居宅移行先となるアパートなどの社会資源を開拓したりすることにより、地域全体が「暮らしやすいまち」になることも見込まれる。

ネットワークによる支援は、社会的孤立解消の観点からも重要である。一度は日常生活支援住居施設に入所した人でも、生活するうちに状況が変わったり心情が変わったりして「他に行く当てはないが、でも、とにかくここには居たくない」と思うことがあるかもしれない。あるいは、粗暴な振る舞いをするなどで、事業者側から「これ以上の支援が難しい」という状況もあるだろう。そんなとき、その入所者にとってその日常生活支援住居施設は(少なくともその時点では)ふさわしくない場所になってしまっている。しかし、そこで入所者が当てもなく飛

び出して孤立無援になることは、避けなければならない。ネットワークの情報網や補完性を活かせば、一時退避的に病院や他の住居施設や入所施設を利用するようになり、そうしている間に次のふさわしい居場所を調整したり、その日常生活支援住居施設自体が再びふさわしい場所となるための体制を整えたりできる。どんな人も排除せず、つながり続け、受け止められる社会であるために、日常生活支援住居施設は、単独ではなくネットワークで対象者を支援することが必要である。

第4章 参考文献一覧

- 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会、社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書、平成29年12月15日。
- 生活保護法、昭和25年法律第144号。
- 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発0327第1号。
- 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令、令和2年厚生労働省令第44号。【本文中では「日住省令」と略記】
- 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発0327第3号。
- 一般社団法人居住支援全国ネットワーク、令和元年度社会福祉推進事業 日常生活支援住居施設において提供される日常生活上の支援の内容及び支援を行う人材育成のあり方に関する調査研究事業報告書、令和2年3月。
- 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準、令和元年厚生労働省令第34号。【本文中では「無低省令」と略記】
- 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）、令和元年9月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発0910第3号。
- 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準Q&A、令和元年12月13日。
- 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A（R2年9月版）、令和2年9月30日。
- 日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について、令和2年11月5日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発1105第8号。
- 人材指針・研修ワーキングチーム、平成24年度社会福祉推進事業 生活困窮者へのステージに応じた伴走型支援を行う人材育成の在り方に関する研究事業報告書、「総合相談支援センター」における人材育成の理念・方針・研修システム・運営体制—新たな生活困窮者支援体制の構築に向けて—、2013年3月31日。